

雇用保険の被保険者のみなさまへ

1 雇用保険制度とは

雇用保険は、労働者が失業した場合及び雇用の継続が困難となる事由が生じた場合や職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、その生活及び雇用の安定を図るとともに、失業の予防及び雇用機会の増大、労働者の能力開発及び向上を目的とした制度です。

ハローワークインターネットサービスにて、雇用保険の各種給付についてご案内しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_guide.html



2 雇用保険被保険者証について

雇用保険の被保険者になると「雇用保険被保険者証」が交付されます。この交付は、雇用保険の加入手続きがなされたことを本人（労働者）が確実に把握するためのものです。雇用保険に加入していること証明する証書ですので大切に保管してください。



- ・個人ごとの被保険者番号が付与されています。勤め先が変わっても、この番号は変わりません。
- ・雇用保険の各種給付は被保険者期間をもとに支給の内容や支給の可否が決定されます。もしも異なる被保険者番号の被保険者証をお持ちの場合は速やかに事業主に申し出てください。

3 雇用保険の各種給付の手続等について

雇用保険の各種給付の内容をお聞きになりたい方は、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）におたずねください。

全国のハローワークの所在地案内

【URLはこちら】 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



厚生労働省HPに雇用保険制度の詳細や、Q&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/index_00003.html

